



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

12
2018

🎄📅 平成30年分の年末調整における留意事項

年末調整の時期がやって来ました。平成30年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

..... 留意事項：各種申告書等の見直し

● 給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成30年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（兼用様式）」についても、平成30年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式に改められました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。



● 源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成29年分の源泉徴収簿（抜粋）		平成30年分の源泉徴収簿（抜粋）	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者（特別）控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	〃	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	〃

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多々あります。ご質問などがあれば、気軽にお問い合わせください。

トビウクス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制②

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、前回に引き続き、時間外労働の上限規制 (労働基準法の改正) を取り上げます。今回は、新たな 36 協定に注目してみます。

時間外労働の上限規制② 新たな 36 協定のポイント

< 新たな 36 協定のポイント >

- 新たな様式では、時間外労働の上限規制が主に 1 か月と 1 年について定められていることから、36 協定で定める延長時間も 1 日のほか、1 か月*、1 年の区分で固定されました。
 - * これまでは、1 か月について定めず、2 か月もしくは 3 か月の延長時間を定めることも可能でした (例: 2 か月の限度時間は 81 時間でしたので、限度時間の範囲内で、最初の月に 50 時間延長し、次の月は 31 時間延長という取扱いも可能でした)。
 - しかし、これからは 1 か月の延長時間 (限度時間は 45 時間) について定める必要があります。
- 他方、休日労働を含めて単月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内の上限の遵守に関しては、1 か月、1 年についての延長時間の記載だけでは直ちに確認できないことから、新たにチェックボックスを設けて労使に遵守を求めるようになっています。
- そして、特別条項付き 36 協定の様式も省令で規定されることに！

< 36 協定の新様式の例 / 特別条項付き 36 協定の特別条項の部分 >

様式第 9 号の 2 (第 16 条第 1 項関係)		時間外労働 休日労働				に関する協定届 (特別条項)		
臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 19 歳 以上の者	1 日 (任意)		1 箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100 時間未満に限る。)		1 年 (時間外労働のみの時間数、 720 時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (6 箇月以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 と休日 労働の時間数を合 算した時間数	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
限度時間を超過して労働させる場合 にとる手続について定める。			特に注意			限度時間を超過して時間外労働をさせる 場合の割増賃金率を定める。 その率は、法定割増率(25%)を超える 率となるように努める。		
限度時間を超過した労働者に対し、『裏面の記載心得』1(9)①～⑩の健康福祉確保措置のいずれかの措置を講ずることを定める。			時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内でなければならない。そのことを労使で確認の上、必ず チェック を入れる。チェックボックスに <input checked="" type="checkbox"/> がいない場合には、有効な協定届とならない。(このチェックボックスは、通常の 36 協定にもある)					
限度時間を超過して労働させる場合における手続		(該当する番号)	(具体的内容)					
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない。かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)								

★36 協定は、所轄の労基署に届出をしないとその効力が発生しません。

協定内容に不備があり、届出を受理してもらえないようなことがあれば、時間外・休日労働をさせることはできません。(協定なしで時間外・休日労働をさせれば、その時間数にかかわらず罰則に処されます)

重要な協定ですので、届出に当たっては、『裏面の記載心得』に沿って、慎重に記載する必要があります。特に、特別条項を付ける場合は、記載事項が増えますので、より注意が必要です。不明な点がありましたら、気軽にお声かけください。

お仕事 カレンダー 12月



12/10

- 一括有期事業開始届の提出 (建設業)
主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 (2019 年 1 月 4 日まで)
- 10 月決算法人の確定申告と納税・翌年 4 月決算法人の中間申告と納税 (決算応当日まで)
- 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告 (決算応当日まで)

スタッフアンケート

今回のお題は、「今年サンタさんにクリスマスプレゼントをもらえたら、何が欲しいですか?」です。

皆さんはどんな夢のあるプレゼントが欲しいでしょうか?

木村：メガネ。近視と乱視、遠視（老眼?）もあって、両目の視力がかなり違うので、合ったメガネをください。

五味：車。エンジンの調子が悪いので。

池上：掃除ロボット（家事が追いつかないので・・・）

渡辺：プラレール（子どもの頃は「邪魔になる」という理由で親サンタに拒否されたので、今さら欲しくなっています。

ネットで調べてみたら「2歳の男の子におすすめ!」と書いてありましたが・・・）

武井：もこもこブーツが欲しいです。

濱：一日中、一人でいられる自由な時間

高野：車が欲しいです！（笑）もう10年くらい乗っているの！

両角：産休中

小坂：大きくてきれいな家

宮坂：ブーツ。15,000円くらいのも。

◆あとがき◆

今年も残すところ、あと半月となりました。

毎年々々思うことで、年々更に更に感じるのですが、1年が過ぎるのは早いものです。そして、12月を迎えてもなかなか年の瀬、という感がなくなってきているな、と感じます。

年齢を重ねれば重ねるほど、1年の割合は減るので早く感じるといわれます。その分密度濃く生きたいなと思います。

先日は税理士法人三澤会計睦会のセミナーに多数お越しくださいまして、誠にありがとうございました。時間の関係で極々基本的な部分は端折って、どう導入していくか、という部分までをお話ししました。

なので、もしご不明な点がありましたら、基本的なことでも全然結構ですので、お問合せいただければと思います。

また、来年は年次有給休暇取得義務化以外でも、意外と重要な改正がいくつもあります。今後Q&Aなども厚生労働省から発表されるはずなので、具体的な取り扱い、実施の仕方などが分かってくると思います。

厚生労働省のHPや報道など、注意してご覧いただくと情報を手に入れられやすいと思います。

さて、今年には社会保険労務士制度創設50周年だそうです。記念行事が各県各支部で企画・実施されています。全国では、去る12月5日に東京国際ホールで記念式典が開催されました。

天皇皇后両陛下もご臨席賜るといふことで、参加してまいりました。

セキュリティ上式典中は撮影できませんでしたが、始まる前は写真を撮れました。

来賓として、安倍首相代理で菅官房長官、衆参両院議長、最高裁判所長、厚生労働大臣代理で高階副大臣とそうそうたる顔ぶれでした。平成の最後に社労士制度50周年で、それに参加でき、その巡りにとても感謝しているところです。

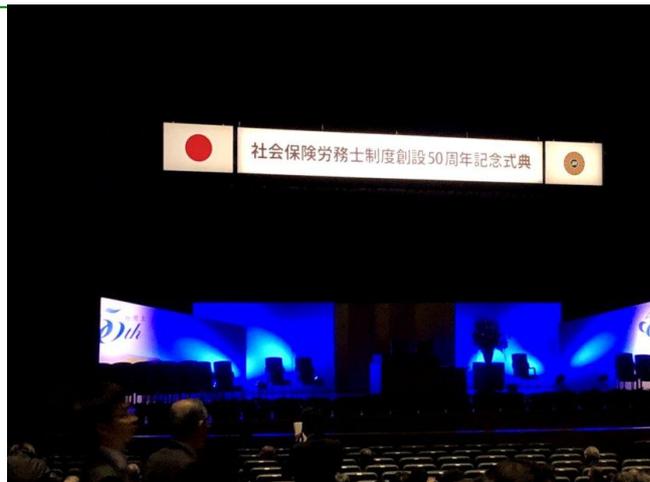
それにしても両陛下の存在感といいますか、そのお姿はやはり言葉では言いあらわすことのできないものがあります。

新年の皇居一般参賀にも行こうかな。。

今年も、皆様には大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

来年も、各お客様企業、そしてその企業で働かれている従業員さんが少しでも幸せになれるよう、努力してまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

まだ少し早いですが、よいお年をお迎えくださいませ。



しゃろうしみやさかの
ひとりごと

せいだいごう
— 西太后 —



ついこの間 お正月が来たばかり
と思っていたのに もう次の正月が来る。

1年ぼんて あっという間だった。

私は何をしていたのだろうか？

毎晩寝る前に 唯一本を読むことにしている。
読んで、もううちは 眠くば、たら パンと寝るのが
一番。

たまに おもしろい本に出会うと 12時くらい
まで 一気に読んでしまう事もあるが、それは
1年に1回 あるか ないかで ほとんどの本は
すく 眠くぼる。

10時に床に入り 10時半には寝ている。

以前 中国、北京へ旅行した時に
故宫見物をした。ガイドの説明で「西太后」
という女帝がいて 気に入らばい 姪？娘
を二の井戸に落として 殺してしまつたのだとが。

それから西太后という人に

興味は あつたのですが 最近

図書館でみつけて

読み始めた。500頁もあるふ厚い本が
11巻まである。

読みはじめたか人の名前が つかなくて
覚えられるばい。私にとっては ちっとも
おもしろばい。だが 大河小説をただ
読破するということだけが 好きばい 毎晩
読んでいる。1晩に6~7ページしか進まばい
が 今 7巻まで来た。

西太后は 清の時代 1861~1908年
年々の皇帝の上に君臨し 権力をふるう
こわい女帝だった。

臣下の男どもも 震えあがるほどのこわさ
だったらしい。残る8~11巻まで 読み終るの
は来年のいばい？

眠れなばい時に読む本で一番いいのは
勉強の本である。另傳標準法とかを
読むと すく 眠くぼる。